

第199回（令和2年7月12日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 販売目的ではなく使用目的で購入した場合の仕訳を問うています。事務処理用のパソコンは、使用目的で購入したものであるため備品勘定（資産）で記帳します。小切手を振り出した場合には、当座預金勘定（資産）を減少させます。
2. 金額が確定しない支払を行った場合には仮払金勘定で処理します。
3. 商品を売上げた際に受け取った商品の処理とともに消費税分の処理について問うています。本問では消費税を税抜方式で処理するという指示がありますから、消費税を受け取った場合、（期中では）仮受消費税勘定（負債）に計上します。そして、消費税額を控除した売上代金を売上勘定（収益）に計上します。
4. 事業を行うために必要となる税金は租税公課勘定（費用）で処理します。
5. 保有している株式を売却した場合の仕訳を問うています。本問では簿価よりも売却代金のほうが小さいため、売却代金と有価証券の帳簿価額との差額を有価証券売却損として処理します。
6. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。株式を発行して調達した資金は資本金勘定（純資産）で処理します。
7. 給料の支払い及び源泉徴収を行った際の処理を問うています。源泉徴収された所得税額の金額分は、本来の負担者である従業員から企業が預かって、後に納税することになりますので、所得税預り金勘定（負債）で処理します。

第2問

本問は、資産、負債、純資産（資本）、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産（資本）の変動はなかったため、次の関係が成立します。

期首資産＝期首負債＋期首純資産（期首資本）

当期純利益＝総収益－総費用

期末純資産（期末資本）－期首純資産（期首資本）＝当期純利益

期末資産＝期末負債＋期末純資産（期末資本）

第3問

伝票を仕訳帳とした場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。なお、元帳に転記するのは、伝票に表記された「主帳」係の仕事です。

第4問

本問は、先入先出法を用いた場合の棚卸資産の払出数量の管理、払出単価決定、そして利益計算に関する理解を問う問題です。

商品有高帳を作成・利用する第一の目的は在庫管理です。在庫不足が生じないようにすることが第一義的に必要ですから、数量の記入について特に間違わないようにしなければなりません。商品有高帳を作成・利用するもう一つの目的は、利益管理目的です。個々の商品が利益を生み出しているかどうかをチェックすることが必要であり、売上原価をきちんと計算するための仕入単価の管理が重要になります。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理等は、精算表上は整理記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 商品売買取引は、勘定科目から明らかなように三分法により処理されています。そこで、決算整理では、商品の期首棚卸高（残高試算表欄の繰越商品勘定の金額）を仕入勘定に振り替える（仕入勘定の借方と繰越商品勘定の貸方に記入する）とともに、期末棚卸高を繰越商品勘定に振り替えます（繰越商品勘定の借方と仕入勘定の貸方に記入します）。この2つの振り替えにより、残高試算表欄と整理記入欄の金額を合わせた仕入勘定の残高（貸借差額）は、売上原価を示すこととなります。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に 2.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。この問題では差額補充法による処理が求められているため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の8年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されているので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接的に減少させるように、備品勘定の貸方に記入します。

4. 原因を調査するために計上された現金過不足は、原因が明らかになった際には帳簿から消去される（本問では貸方に記入）とともに、正しい勘定を計上します。
5. 精算表の広告費は、当期に支払った金額で記録されているので、当期に計上されるべき広告費の一部（未払分）が含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、広告費の金額に当期に計上されるべき広告費の未払分を追加する必要があります。
6. 精算表の保険料は、当期に支払った金額で記録されているので、当期だけではなく次期に計上されるべき保険料の前払分も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、保険料の金額に含まれている次期の保険料すなわち前払分は控除されなければなりません。